

企画競争実施の公示

令和３年４月５日

分任支出負担行為担当官九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 三保木 悦幸

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

１．調達概要

- (1) 調達件名：白川防災情報等普及及び意識調査業務
- (2) 調達内容：本業務は、白川に関する河川防災・河川環境の出前講座及び水難事故や自然災害から身を守ることを目的とする「流域体験学習」を実施し、参加者の防災・減災に対する適応意識の向上を図るものである。また、意識や理解度をアンケートにて把握・整理し、今後の河川防災・河川環境における情報普及向上のための基礎資料とする。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和４年３月１４日まで

２．企画競争参加資格要件

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- (2) 競争参加資格（全省庁統一資格）
 - ① 企画提案書の提出時において、令和１・２・３年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
 - ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
- (3) 企画提案書等の提出期限の日から見積の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 企画提案書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。イ）において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。イ）において同じ。）の関係にある場合

イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア)については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更正会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会

社をいう。)である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(5) 平成23年度以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務 : 九州地方整備局の管轄区域内における河川管理に係るイベント企画運営

○類似業務 : 九州地方整備局の管轄区域内における河川に係るアンケート調査

(6) 配置予定管理技術者は、企画競争実施にかかる説明書に記載しているいずれかの資格を有する者であること。

なお、資格所有の証明書類として、資格証の写し又は証明書等を添付すること。

(7) 配置予定管理技術者は、平成23年以降公示日までに完了した業務(再委託による業務の実績は含まない。)において、下記に示す「同種又は類似業務」について1件以上の実績を有すること。

なお、履行実績の証明書類として、契約書の写し及び仕様書など業務内容が確認できる書類を添付すること。

○同種業務 : 九州地方整備局の管轄区域内における河川管理に係るイベント企画運営

○類似業務 : 九州地方整備局の管轄区域内における河川に係るアンケート調査

(8) 配置予定管理技術者は公示日現在の手持ち業務量(本業務を含まず特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満であること。

手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の国土交通省以外の発注者(国内外を問わず)のものを含んだ全ての業務。

(9) 熊本県内に本店・支店または営業所等が存在すること。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又は、準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(11) 企画競争実施にかかる説明書の交付を直接受けた者であること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒861-8029 熊本市東区西原1丁目12番1号

国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 経理課 契約係

電 話 096-382-1127 (経理課直通)

FAX 096-382-0618

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和3年4月5日から令和3年4月28日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。場所は(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和3年4月28日 17時00分

提出場所：(1)に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリング 無

但し、企画提案書の内容について担当部局より質問する場合がある。

(5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は企画競争実施にかかる説明書による。